

○議長（茅沼隆文）

日程第4 同意第2号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）の施行に伴い、開成町農業委員会候補者選考委員会を経て選考された候補者を新たに開成町農業委員会委員に任命したいので提案をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、議案を朗読いたします。同意第2号 農業委員会委員の任命について。次の者を農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求めます。

任命するものの住所、氏名、生年月日の順に申し上げます。

開成町岡野87番地、遠藤幸雄、昭和17年5月8日生まれ。

開成町金井島256番地、遠藤敏子、昭和20年11月20日生まれ。

開成町金井島697番地、加藤誠一、昭和28年8月28日生まれ。

開成町延沢1550番地、小林壽義、昭和21年5月20日生まれ。

開成町円通寺88番20、宇田のり子、昭和24年5月5日生まれ。

開成町宮台550番地、松下彰、昭和24年4月22日生まれ。

開成町宮台1041番地、片岡待子、昭和24年5月28日生まれ。

開成町宮台1115番地、府川健治、昭和21年1月2日生まれ。

1ページおめぐりください。

開成町牛島142番地、田代操、昭和20年3月5日生まれ。

開成町吉田島2867番地、米山廣、昭和13年3月11日生まれ。

開成町吉田島771番地、小野博文、昭和19年2月27日生まれ。

開成町吉田島1109番地、井上耕嗣、昭和20年5月28日生まれ。

平成28年3月4日提出、開成町長、府川裕一。

選考の経過等については、産業振興課長からご説明を申し上げます。

○議長（茅沼隆文）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上 新）

それでは、選考にあたっての経過等について、ご説明をさせていただきます。

お手数ですが、こちらの参考資料をご覧くださいませでしょうか。

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律の公布によりまして、昨年11月会期によりましてお認めいただきました、開成町農業委員会の委員の定数条例、開成町農業委員候補者選考委員会条例、開成町農業委員会の委員の選任に関する規則などに基づきまして、各地区から推薦によりまして、岡野の遠藤幸雄様から下島の井上耕嗣様までの8名の候補者、団体推薦といたしまして、男女1名ずつ、かながわ西湘農業協同組合にご依頼をいたしまして、片岡待子様と府川健治様の2名に候補者の推薦をいただきました。

また、一般公募によりまして応募いただきました、農業者でもある遠藤敏子様と、開成町消費者の会の会長であり、農業委員会等に関する法律第8条第6項にあたります農業委員会の所掌に関する事項に関し、利害関係を有しない者に該当する宇田のり子様の2名が候補となりました。

なお、参考資料の最後にございます認定農業者につきましては、今回の候補者としては選出されていないことをあわせて報告させていただきます。

以上のように、推薦、または応募された12名の候補者に対しまして、去る1月26日に学識経験者2名、自治会等地域の代表者2名、町農業委員経験者2名の合計6名からなる開成町農業委員候補者選考委員会を開催いたしました。農業委員候補者選考にあたりましては、農業委員会等に関する法律に規定する基本となる資格要件基準を満たしていること。及び開成町農業委員候補者選考委員会の審査基準をいずれの候補者も満たしていることを受けまして、慎重審議の上、今回の12名を農業委員候補者として決定をし、町長に報告がなされまして、今回の議会への上程となっております。

以上で経過等につきまして説明させていただきました。ご同意のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

11番、菊川議員。

○11番（菊川敬人）

11番、菊川です。確認で質問させていただきたいのですが、今回、法律の改正により、農地等の利用の最適化が、今まで任意義務であったところを今度必須という形で位置付けられております。今回の任命者の一覧表を見ますと、今までとちょっと形態が変わっていきまして、女性の方が3名入っておられるということがあります。

農業委員については、非常に重要な採決も出てまいります。それと同時に、農地利用最適化推進委員も別途新規に作成しなければいけないということでありましたが、この部分に関しては、開成町は該当しないということの先日説明がありましたので、ここは理解いたしますが、今申しましたように、今回は3名の女性の方が入っておられるということで、非常に重要なところの採決をするときに、特にこの委員会として問題がないという判断のうえで人選されたのだと思いますが、それでよろしいのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上 新）

先ほど申し述べさせていただきましたけれども、選考委員会、こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律に規定する部分があって、第8条のところで、欠格事項等がございます。こちらの欠格事項をクリアしているといったところでは、事務局サイドで審査を事前にさせていただきまして、その後で、そのことを受けまして、開成町農業委員候補者選考委員会、選考委員会での審査基準、こちらのほうをいずれも基準を満たしているということの慎重審議のうえに、候補者が決定してございます。ということでご報告をさせていただきます。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。農業委員会の委員については、今後役割が大変重要であるという認識の中で質問をさせていただきたいと思えます。

開成農業委員会法第8条第7項の部分で、年齢、性別等に偏りが生じないように配慮しなければならないというような条項が設けられていると。今回の任命にあたっては、女性が3名入るということで、12名のうち3名ということ、本来であれば、3分の1ぐらいは女性、4名ぐらいが女性のほうがよかったのかなと思うところなのですが、3名でも女性が入るとことは評価するところなのですが、年齢について、幾分70歳にかかる年代の方が60%、要するに7名いるという部分では、若い人に入ってもらおうということが、必須業務の中では新規参入の促進というところが重要なポイントに、農業改革の中ではあるのではないのかなという認識があるのですが、そのような中で、年齢に偏りが今回の人選で出ているというところに、選考委員の中で問題が出なかったのかどうか。今後の農業に見合う働き盛りの人、その人たちをどう取り入れてやっていくかというのは、やはりそういう年齢区分で、若い人を少なくとも1名ぐらいは入れるべきではなかったのかなと、ものすごく今回の人選では、今までの農業委員会と何ら変わらないという評価しかできなかったのですよ。

団体の推薦というのは、先ほど課長答弁の中では、男女一人ずつという言い方をされました。それはある意味、性別に対して偏らないような配慮がされたのかなというところでは評価したのですが、あと募集に応じたものというのが女性2人ということで、自治会から出ている人は全部男ではないですか。そういう部分では、そこら辺の調整というのが不可能なのか、やっていないのか。そこら辺をちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（茅沼隆文）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上 新）

お答えをさせていただきます。推薦にあたりまして、自治会にお願いをさせていた

だいたいの経過がございませぬけれども、当然、法改正の部分を受けまして、年齢の偏りのない部分であったり、男女の問題であったりとか、そういった部分には配慮しなければならないというふうになってございませぬので、ご依頼するときにお話をさせていただいているところではございませぬが、結果として、農地を守るといった立場の人というところで、地区を上げて推薦をされるといったところでは、年齢的には結構年配の方もいらっしゃいますし、逆に若い方をとというようなところでは、開成町の農業の特徴といたしましては、定年退職をされて、実際に農作業をされるという方も大変多くございませぬので、そういった観点ではいたし方がない部分ではなかろうかといったところはございませぬ。

あと開成町の特徴で、先ほどお話ししたけれども、認定農業者、開成町は農地が200ヘクタール未満ということで設置義務はございませぬけれども、設置義務のあるところにつきましては、この認定農業者を入れなければならないというところも入ってございまして、そういった意味から申しますと、開成町も認定農業者、多くの方に入らせていただくというのが一つあったのですけれども、現在は4名の方が認定をされているだけということもございまして、地区からの推薦では、該当者がいなかったなといったところではございませぬ。

そういった形の法の中で、年齢、性別に偏りが生じないように配慮しなければならないといったところでは、年齢の配慮といったところで、結果として、もう少し若い人が入ってもらいたかったなというところは否めませぬけれども、今後もそういった担い手の部分であったりとか、そういったところを丁寧に説明をしながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。今回、人選された12名の方、全て見ていくと、決して劣っているという意味ではないので、それは誤解のないようにしてもらいたいのですが、そうすると、国が狙っている年齢、性別に偏りが無いという部分を条項の中で明記しているというのは、何が狙いなのか。狙いの部分をここで述べてもらえれば、今回、偏りがあるという結果が出ているわけですから、その結果を補うために、どのような形で農業委員の活性化というものを遂げていくのか。そこをちょっとお聞きしたいと思ひます。

○議長（茅沼隆文）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上 新）

大変難しいお話かなと思ひます。開成町の農業は兼業農家がほとんどでございまして、専業でどんどん農業をやっていこうといった方が、若い方も多くいらっしゃれば、そういった形で良いのではないかなと思ひますけれども、そういった意味では、今後の開成町を考えていった中では、そういった若い方に、農業が魅力

を感じて、専業でもやってみようといった政策を展開するのが、これから私どもに課された責務だと考えております。今回は結果として、そういった形だったといったところでございます。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。なかなか良い回答というのが得られなかったなど。始まったばかりの部分があるので、経過というのは今後見ていきたいなという部分で譲歩はしますが、そこで、任期についてお聞きしたいのですが、選考委員なんかは3年という条文が出てくると思うのですが、今回、農業委員会というのは、経過措置で平成28年3月31日、今までの農業委員会が引き継ぐという経過措置が条文の中に出てきているのではないですか。今後、提案されて同意されると、任期というのが何年になるのか。いろいろ条文を見ていたのですけれども、それが見当たらなかったもので、何年が任期なのかなと、ずっと疑問になっていて、2年なら2年の任期あれば、2年を目安に若い子を育成していくという立場になっていただくというような準備期間もあるのかなという部分がありますので、最後に任期の期間、どこで明記をされていて、どういう根拠なのかというのを、最後に質問して終わりにしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上 新）

まず、任期は3年でございます。条文については今、手元にぱっと出ませんけれども、3年間という形でございます。ちなみに今回の農業委員さん、本来であれば、1月31日に任期を迎えたところ、3月31日まで延長された部分につきましては、これは法に書いてございまして、3月31日まで延期するという形で任期延長がされております。4月1日からの委員さんにつきましては通常の3年という形で、それは従来どおりと、その辺は変わってございません。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上 新）

大変失礼をいたしました。農業委員会に関する法律の第10条のところに、委員の任期が載っております。「委員の任期は3年とする」という形で載っております。

10条ですね。大変失礼いたしました。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑はありますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

それでは、質疑がないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいら

っしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長(茅沼隆文)

討論がないようですので、採決を行います。

お諮りします。採決の方法は、提案された12名の候補者を一括して採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者多数)

○議長(茅沼隆文)

ご異議なしと認め、候補者12名を一括して採決することに決定いたしました。

同意第2号 農業委員会委員の任命について、原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(茅沼隆文)

起立全員によって、同意されました。